



金 沢 市 公 報

号外第10号の7

平成26年(2014年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (市営住宅課) 14
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則の一部を改正する規則 (景観政策課)	1	金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (") 14
金沢市駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則 (道路管理課)	11	金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課) 14

規 則

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第41号

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則の一部を改正する規則

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則(平成21年規則第58号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章 景観計画(第5条 第15条) を
第4章 眺望景観及び保存対象物(第16条 第22条)」

「第3章 景観計画(第5条 第15条)

第3章の2 景観地区(第15条の2 第15条の22) に改める。

第4章 眺望景観及び保存対象物等(第16条 第22条)」

第7条第1項第3号中「第10条」を「第12条」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 景観地区

(建築物の計画の認定申請に係る添付図書)

第15条の2 法第63条第1項の認定を受けようとする者は、別表第2の2に掲げる図書各2通を添付するものとする。

(違反建築物の公示の方法)

第15条の3 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第22条の市町村長が定める方法は、市役所前の掲示場への掲示とする。

(認定を要しない建築物)

第15条の4 条例第26条の4第5号の規則で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 石川県文化財保護条例第14条第1項又は第35条第1項の許可を受けて行う行為に係る建築物
- (2) 金沢市文化財保護条例第12条の承認を受けて行う行為に係る建築物
- (3) 前2号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認められたもの

第15条の5 条例第26条の4第6号の規則で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)に係る建築物
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)に係る建築物

(工作物の認定申請書の様式)

第15条の6 条例第26条の6第1項の認定を受けようとする者は、景観地区内における工作物の計画の認定申請書

(様式第14号の2)の正本及び副本に、別表第2の2に掲げる図書各2通を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、工作物の建設等の規模が大きいため、同表に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該工作物の建設等の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、景観法施行規則別記様式第2に次に掲げる図書を添えて行うことができる。この場合において、同様式に条例第26条の6第1項前段の規定による計画の認定の申請を法第63条第1項前段の規定による計画の認定の申請と併せてする旨を記載しなければならない。

(1) 前項に規定する図書各2通

(2) 前項の申請書に記載すべき事項のうち、行為の対象、行為の種別及び工作物の概要の欄に記入すべき事項を記載した書類

(認定証の交付)

第15条の7 条例第26条の6第2項の認定証は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第2項の認定証(様式第14号の3)によるものとする。

2 前項の認定証の交付は、前条第1項の申請書の副本及び別表第2の2に掲げる図書を添付して行うものとする。

(通知書の様式)

第15条の8 条例第26条の6第3項の適合しないものと認められた旨及びその理由を記載した通知書は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第3項の適合しない旨の通知書(様式第14号の4)によるものとする。

2 前項の通知書の交付は、第15条の6第1項の申請書の副本及び別表第2の2に掲げる図書を添付して行うものとする。

3 条例第26条の6第3項の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書は、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第3項の期間内に認定できない旨の通知書(様式第14号の5)によるものとする。

(行為着手の制限の例外となる工事)

第15条の9 条例第26条の6第4項及び第26条の10第4項の規則で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(違反工作物の公示の方法)

第15条の10 条例第26条の7第2項の規則で定める方法は、金沢市公報への掲載又は市役所前の掲示場への掲示とする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第15条の11 条例第26条の11第1項の表示は、様式第14号の6により行うものとする。

(物干場その他の工作物)

第15条の12 条例第26条の12第1項第9号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物

(2) 消火設備

(認定を要しない工作物)

第15条の13 条例第26条の12第1項第12号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

(1) 石川県文化財保護条例第14条第1項又は第35条第1項の許可を受けて行う行為に係る工作物

(2) 金沢市文化財保護条例第12条の承認を受けて行う行為に係る工作物

(3) 前2号に掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認められたもの

第15条の14 条例第26条の12第1項第13号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

(1) 工作物(橋りょう及び太陽光発電設備等を除く。)の建設等で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のものに係る工作物

(2) 別表第2の左欄及び中欄に掲げる行為の種類(工作物の建設等に係る部分に限る。)及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のものに係る工作物

(報告及び立入検査)

第15条の15 市長は、条例第26条の13第1項の規定により、工作物の所有者、管理者若しくは占有者、建設等工事主、

設計者又は工事施工者に対し、当該工作物につき、その建設等に関する工事のうち屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

- 2 市長は、条例第26条の13第1項の規定により、その職員に、工作物の存する土地又は工事現場に立ち入り、当該工作物の屋外に面する部分及びこれに使用する材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。
(土地の形質の変更等の許可の申請)

第15条の16 条例第26条の14の規定の許可を受けようとする者は、景観地区内における行為の許可申請書(様式第14号の7)により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、別表第2の2に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該図書の一部の添付を省略することができる。
(許可を要しない土地の形質の変更等)

第15条の17 条例第26条の17第1項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 石川県文化財保護条例第14条第1項又は第35条第1項の許可を受けて行う行為
- (2) 金沢市文化財保護条例第12条の承認を受けて行う行為

第15条の18 条例第26条の17第1項第6号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (2) 仮設の工作物の新設、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (3) 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
- (4) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (5) 物件の堆積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下のもの
(監督処分公示の方法)

第15条の19 条例第26条の19第3項の規則で定める方法は、金沢市公報への掲載とする。

(完了等の届出)

第15条の20 法第63条第1項若しくは条例第26条の6第1項の認定を受けた者、法第66条第3項若しくは条例第26条の10第3項の認定証の交付を受けた国の機関若しくは地方公共団体又は条例第26条の14の許可を受けた者は、当該認定に係る行為、当該認定証の交付を受けた行為又は当該許可を受けた行為を完了し、又は廃止したときは、速やかに景観地区内における行為の完了(廃止)届(様式第14号の8)により、市長に届け出なければならない。

(身分証明書の様式)

第15条の21 法第71条第2項又は条例第26条の13第2項若しくは第26条の21第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

(閲覧場所等)

第15条の22 景観法施行規則第31条第1項の書類(以下「概要書」という。)の閲覧場所(以下「閲覧場所」という。)は、都市整備局景観政策課とする。

- 2 概要書の閲覧時間及び閲覧日は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧時間 午前9時から午後5時45分まで
- (2) 閲覧日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで以外の日

- 3 概要書を閲覧しようとする者は、あらかじめ景観法令による概要書の閲覧申込書(様式第14号の9)により、市長に申し込まなければならない。

- 4 概要書を閲覧する者は、当該概要書を閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。

- 5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) 前2項の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者
- (2) 概要書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 閲覧しようとする概要書に係る建築物又は工作物を特定しない者

第20条の見出し中「保存対象物」を「保存対象物等」に改める。

第21条の見出し中「保存対象物」を「保存対象物等」に改め、同条第1項中「保存対象物行為の届出書」を「保存対象物等行為の届出書」に改める。

第22条の見出し中「保存対象物」を「保存対象物等」に改め、同条第1項中「保存対象物所有者等変更届出書」を「保存対象物等所有者等変更届出書」に改め、同条第2項中「保存対象物」の次に「又は景観地区保存対象物」を加え、同条第3項中「保存対象物滅失等届出書」を「保存対象物等滅失等届出書」に改める。

別表第2中「(第7条関係)」を「(第7条、第15条の14関係)」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2(第15条の2、第15条の6、第15条の7、第15条の16関係)

行為の種類	図書の種類	図書の規格	明示すべき事項
建築物の建築等 又は工作物の建設等	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、建築物又は工作物の敷地の位置及び形状並びに付近見取図(道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置)
	配置図	縮尺100分の1以上	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置(申請に係る建築物又は工作物と他の建築物又は工作物との別)、土地の高低、敷地の接する道路の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設
	各階平面図	縮尺50分の1以上	各階の間取り及び用途
	立面図(建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの)	縮尺50分の1以上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種別、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)
	断面図	縮尺50分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ
	色見本等		外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	その他図書		参考となるべき事項
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土石の採取区域、跡地整備計画並びに遮蔽施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面(法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの)並びに排水施設その他主要構造物の断面
	植栽計画図	縮尺2,500分の1以上	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採又は物件の堆積	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種、目回り寸法、物件の堆積区域、跡地整備計画並びに遮蔽施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面(木竹の伐採の場合を除く。)並びに伐採木竹の位置
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 市長は、建築物の建築等又は工作物の建設等の項中各階平面図、立面図、断面図、色見本等及びその他図書のうち、添付の必要がないと認めるものを省略させることができる。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第9条、第15条の21関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所属 職氏名
上記の者は、景観法第17条第7項若しくは第71条第1項又は金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の13第1項若しくは第26条の21第1項の規定による立入検査又は立入調査を行う職員であることを証明します。
年 月 日
金沢市長 印

（裏）

景 観 法（抜粋）
（この欄には、景観法第17条第7項及び第8項並びに第71条第1項及び第2項の条文を記載すること。）
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（抜粋）
（この欄には、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の13第1項及び第2項並びに第26条の21第1項及び第2項の条文を記載すること。）

様式第14号の次に次の8様式を加える。

様式第14号の2（第15条の6関係）

景観地区内における工作物の計画の認定申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所
氏名

印

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第1項の規定により、下記のとおり計画の認定を申請します。

記

1 建設等工事主等の概要

(1) 建設等工事主

- ア 氏名のフリガナ
- イ 氏名
- ウ 郵便番号
- エ 住所
- オ 電話番号

(2) 設計者

- ア 資格 () 建築士 () 登録第 号

イ 氏名

ウ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

エ 郵便番号

オ 所在地

カ 電話番号

(3) 工事管理者

ア 資格 () 建築士 () 登録第 号

イ 氏名

ウ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

エ 郵便番号

オ 所在地

カ 電話番号

(4) 工事施工者

ア 氏名

イ 営業所名 建設業の許可 () 第 号

ウ 郵便番号

エ 所在地

オ 電話番号

2 計画の内容

(1) 工作物の建設等の場所				
(2) 工作物の建設等の種別	新設 増築 改築 移転 外観を変更することとなる修繕 外観を変更することとなる模様替 色彩の変更			
(3) 工作物の概要		申請部分	申請以外の部分	合 計
	種類及び用途			-
	構造			-
	高さ	m	m	m
	延長・幅	m	m	m
	数量			
	面積	m ²	m ²	m ²
(4) 工作物の形態意匠の内容	仕上げ材			
	色彩			
(5) 着手予定日	年 月 日	(6) 完了予定日	年 月 日	
(7) その他必要な事項				
(8) 備考				

備考

- 申請者又は工事施工者が法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 設計者又は工事管理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を記入し、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事管理者の住所を記入してください。

- 4 工事管理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けてください。
- 5 工作物の建設等の種別の欄は、該当するものの前の にレを記入してください。
- 6 工作物の概要については、当該工作物の規模その他審査に当たり必要な観点から市が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載してください。
- 7 工作物の形態意匠の内容については、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例別表第1に定められた工作物の形態意匠の制限に従い市が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載してください。
- 8 変更申請を行う場合には、2(7)に変更の概要を記載してください。
- 9 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2(8)に記載してください。

様式第14号の3 (第15条の7関係)

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第2項の認定証

金沢市指令収第 号
年 月 日

様

金沢市長

印

下記のとおり申請のあった計画について、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第2項の規定により認定します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 工作物の建設等の場所
- 3 計画の概要
- 4 備考

様式第14号の4 (第15条の8関係)

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第3項の適合しない旨の通知書

金沢市指令収第 号
年 月 日

様

金沢市長

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の5に定められた工作物の形態意匠の制限に適合しないものと認めましたので、同条例第26条の6第3項の規定により通知します。

(理由)

備考 この処分不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第14号の5 (第15条の8関係)

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第3項の期間内に認定できない旨の通知書

金沢市指令収第 号

年 月 日

様

金沢市長

印

1 申請年月日 年 月 日

2 工作物の建設等の場所

上記のとおり申請のあった計画は、下記の理由により金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の6第2項に規定する期限内に認定できないので、同条第3項の規定により通知します。

(理由)

(備考)

備考 この処分不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第14号の6 (第15条の11関係)

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例による認定済	
認定年月日番号	年 月 日 第 号
認定証交付者	
建設等工事主氏名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
認定に係るその他の事項	

備考 大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とする。

様式第14号の7 (第15条の16関係)

景観地区内における行為の許可申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

印

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例第26条の14の規定により、次のとおり申請します。

行 為 の 場 所	
行 為 地 の 地 目	
行 為 の 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
土 地 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	
施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名	
景 観 地 区 の 名 称	景観地区
行 為 の 種 類	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。） 木竹の伐採 物件の堆積

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 の欄は、該当するものの前の にレを記入してください。

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）の概要	行 為 の 目 的			
	行 為 の 方 法			
	全 体 面 積	m ²	行 為 面 積	m ²
	行 為 地 の 地 況			
	採 取 す る 土 石 の 種 類		採 取 量	m ³
	土 石 を 採 取 し た 跡 地 の 処 理 方 法			

木竹の伐採の概要	伐 採 の 目 的			
	行 為 地 の 面 積 及 び 本 数	m ² 本	伐 採 面 積 及 び 本 数	m ² 本
	樹 種		樹 高	m
	樹 齢	約 年	目 回 り 寸 法	m
	伐 採 の 方 法			
	跡 地 の 処 理 方 法			

物件の堆積の概要	堆 積 の 目 的			
	堆 積 の 方 法			
	全 体 面 積	m ²	堆 積 面 積	m ²
	堆 積 地 の 地 況			
	堆 積 物 の 種 類		堆 積 量	m ³
	堆 積 後 の 管 理 方 法			

様式第14号の8 (第15条の20関係)

景観地区内における行為の完了(廃止)届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住所
氏名

㊦

行為を完了(廃止)したので、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則第15条の20の規定により、次のとおり届け出ます。

認定年月日及び認定番号又は 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
行為の場所	
行為の種類	
行為の完了年月日	年 月 日
行為の廃止年月日	年 月 日

備考

- 1 法人その他の団体にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 行為の完了後の状況が分かる写真を添付してください。

様式第14号の9 (第15条の22関係)

景観法令による概要書の閲覧申込書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申込者 住所
氏名

次のとおり閲覧したいので、申し込みます。

閲覧する図書	建築等計画概要書 処分概要書
建築物の建築等の場所	
閲覧の理由	

備考 の欄は、該当するものの前の にレを記入してください。

様式第18号中「保存対象物行為の届出書」を「保存対象物等行為の届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「第36条第1項」を「第36条」に、「保存対象物の」を「保存対象物(景観地区保存対象物)の」に改める。

様式第19号中「保存対象物所有者等変更届出書」を「保存対象物等所有者等変更届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「保存対象物の」を「保存対象物(景観地区保存対象物)の」に改める。

様式第20号中「保存対象物滅失等届出書」を「保存対象物等滅失等届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「保存対象物が」を「保存対象物(景観地区保存対象物)が」に、「き損」を「毀損」に、「保存対象物の」を「保存対象物(景観地区保存対象物)の」に改める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

金沢市駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第42号

金沢市駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市駅前広場条例施行規則(昭和40年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第1条の2に見出しとして「(自家用車駐車場の利用の方法)」を付する。

第1条の3に見出しとして「(駐車券の紛失)」を付する。

第1条の4に見出しとして「(団体バス乗降場の利用の方法)」を付する。

第2条に見出しとして「(駅前広場の使用の申請)」を付し、同条第1項中「による駅前広場を使用しよう」を「により、駅前広場の使用の許可を受けよう」に改め、「もの」の次に「(次条に規定するものを除く。)」を加え、「を市長に提出しなければ」を「により、市長に申請しなければ」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(金沢駅東もてなしドーム地下広場等のイベント使用の申請)

第2条の2 条例第3条の規定により、駅前広場の使用の許可を受けようとするもの(条例第2条の3のイベント使用(以下「イベント使用」という。)の許可を受けようとするものに限る。)は、金沢駅東もてなしドーム地下広場等使用申請書(様式第1号の4)により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第2条の3 前条の使用申請書の受付期間は、金沢駅東もてなしドーム地下広場又は金沢駅西イベント広場(以下「金沢駅東もてなしドーム地下広場等」という。)を使用する日の6箇月前の日の属する月の初日から当該金沢駅東もてなしドーム地下広場等を使用する日の5日前の日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第3条に見出しとして「(使用許可書の交付)」を付し、同条中「金沢市駅前広場使用許可書(様式第2号)」を「次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める許可書」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項又は第2項の規定による申請をしたもの 金沢市駅前広場使用許可書(様式第2号)
- (2) 第2条の2の規定による申請をしたもの 金沢駅東もてなしドーム地下広場等使用許可書(様式第3号)

第4条に見出しとして「(変更等の届出)」を付する。

第5条に見出しとして「(本市の免責)」を付する。

第6条を次のように改める。

(使用料の減免)

第6条 条例第7条の規定に基づき駅前広場の使用料(以下「使用料」という。)の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

- (1) 次号に掲げる使用料以外の使用料 金沢市駅前広場使用料減免申請書(様式第4号)
- (2) 金沢駅東もてなしドーム地下広場のイベント使用の使用料 金沢駅東もてなしドーム地下広場使用料減免申請書(様式第5号)

第7条に見出しとして「(雑則)」を付する。

様式第1号の3の次に次の1様式を加える。

様式第1号の4 (第2条の2関係)

金沢駅東もてなしドーム地下広場等使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

㊟

(団体にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢駅東もてなしドーム地下広場・金沢駅西イベント広場を使用したいので、次のとおり申請します。

イベントの名称		
イベントの内容		
使用の日時		
使用場所		
会場責任者	氏名	
	連絡先	
附属設備		
備考		

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

金沢市指令収 第 号

年 月 日

金沢駅東もてなしドーム地下広場等使用許可書

住所

氏名

金沢市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった金沢駅東もてなしドーム地下広場・金沢駅西イベント広場の使用については、次のとおり許可します。

イベントの名称		
イベントの内容		
使用の日時		
使用場所		
会場責任者	氏名	
	連絡先	
附属設備		
備考		

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号(第6条関係)

金沢市駅前広場使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

印

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢市駅前広場の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用場所の位置	
使用面積又は数量	
使用目的	
工作物設置の有無	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料の額	円
減免申請額	円
申請の理由	

備考 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第5号(第6条関係)

金沢駅東もてなしドーム地下広場使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所

氏名

印

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

金沢駅東もてなしドーム地下広場のイベント使用に係る使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

イベントの名称	
イベントの内容	
使用の日時	
使用場所	
使用料の額	円
減免申請額	円
申請の理由	

備考 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第43号

金沢市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市営住宅条例施行規則（平成9年規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,900円」を「1,950円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「1,300円」を「1,330円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「1,700円」を「1,740円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「1,400円」を「1,440円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第44号

金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成14年規則第64号）の一部を次のように改正する。

第25条中「7,500円」を「7,710円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第45号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第一消防団の表長町分団の項中「（1番から25番までに限る。）」を削り、「香林坊2丁目 尾山町（1番及び2番に限る。） 南町 丸の内（2番に限る。） 長町1丁目（1番及び2番に限る。） 長町2丁目（1番及び2番に限る。） 高岡町（1番及び11番から22番まで）を「香林坊2丁目（松ヶ枝分団の区域を除く。） 丸の内（2番に限る。） 中央通町（長土堀分団の区域を除く。） 長町1丁目（長土堀分団の区域を除く。） 長町2丁目（長土堀分団の区域を除く。） 高岡町（19番）に改め、同表金沢市第二消防団の表松ヶ枝分団の項中「尾山町（1番及び2番を除く。） 高岡町（1番及び11番から22番まで）を「尾山町 南町 高岡町（19番を除く。） 香林坊2丁目（長町分団の区域）に改め、同表長土堀分団の項中「中央通町 長町1丁目（1番及び2番を除く。） 長町2丁目（1番及び2番）を「中央通町（長町分団の区域を除く。） 長町1丁目（長町分団の区域を除く。） 長町2丁目（長町分団の区域）に、「2番及び3番に限る。） 片町2丁目（1番から25番まで）を「戸板分団の区域」に改め、同表戸板分団の項中「2番及び3番」を「長土堀分団の区域」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年(2014年)3月31日 印刷

平成26年(2014年)3月31日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄